

## 都市基盤施策の充実強化について

(新潟県市長会)

国土の均衡ある発展と活力ある地域社会を実現し、魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、都市基盤施設整備の促進が求められている。

よって、国においては、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 公共事業の充実について

- (1) 災害対策の推進や地域の強靱化を支える建設産業の構築に必要な公共事業予算を確保すること。
- (2) 本土に比べてインフラ整備が遅れている離島地域の生活基盤格差を是正するため、道路等のインフラ整備事業を促進するとともに、財源措置の充実強化を図ること。
- (3) 既存公共施設等のストック効果を継続的に発揮し、新たに必要な社会インフラを整備していくため、社会資本整備総合交付金をはじめとした各種補助制度について、十分な財源を確保し、適切な配分に努めること。

### 2 道路整備事業の促進等について

- (1) 迅速かつ着実な道路整備の促進により地方創生が推進されるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、更なる拡充を図ること。  
また、長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な道路関係予算の総額を確保すること。
- (2) バイパス等の道路ネットワークや経済成長を促す道路整備を、計画的かつ集中的に投資が可能となるよう個別の財政支援制度を創設すること。
- (3) 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり等を実現するため、通学路交通安全プログラムに基づく街路整備事業について、必要な予算を確保すること。
- (4) 定住促進や地域コミュニティの安定など、地方創生に資する市町村道の整備財源を長期的・安定的に確保すること。
- (5) 今後老朽化対策の徹底が必要となる橋梁・トンネル等の道路施設や公園施設の点検、維持・補修、更新及び耐震化について、緊急性に応じた国費の交付率嵩上げや点検経費に係る地方費への起債充当の明確化など、財政支援を拡充し地方負担を軽減すること。
- (6) 地域高規格道路の整備について、地域の実情を勘案した上で整備促進を図るとともに、必要な予算を確保すること。  
また、新規事業採択時評価に当たっては、一律的な費用対効果だけに頼ることなく、地域の特性を十分考慮したうえで評価すること。

### 3 公共交通施策の拡充等について

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業の支援措置を拡充するとともに、地方における都市間の高速バス路線の維持・存続等を対象とするよう制度を拡充すること。  
また、廃止された高速バス路線の代替運行等の対策を行う市町村や事業者に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 日常生活に必要不可欠な路線バス等の移動手段を継続的に確保するよう、制度面及び財政面からの幅広い支援を講じること。
- (3) 地域のバス路線が安定的に維持できるよう、民間事業者所有の旧型バス車両の入れ替え等に適用される財政支援措置の拡充を図ること。
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業により、簡素な手続きで観光路線を主とした乗合事業が行えるよう規制を緩和すること。
- (5) 日本海国土軸の形成等に鑑み、北陸新幹線の敦賀までの整備促進、大阪までの早期全通を図ることとともに、列島横断軸として重要な役割を担う上越・北陸新幹線の利便性の向上、災害時等に重要なネットワークを担う高規格幹線道路及び幹線国道の整備を促進すること。
- (6) 鉄道駅にエレベーター等を設置し、高齢者・障害者等の移動等の円滑化を図るため、鉄道駅総合改善事業における国庫補助率を引き上げるとともに、地方財政措置（起債）による支援を講じること。
- (7) 第三セクター鉄道会社が今後も地域鉄道としての役割を維持していくため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業など、安全・安心な輸送のための事業等に対し、必要な財政措置を講じること。
- (8) 地方空港の機能を強化するため、既存路線の維持・拡充に努めるとともに、首都圏空港との接続等を拡充し、併せて空港施設及び周辺地域の整備を促進すること。

### 4 港湾・海岸の整備促進等について

- (1) 災害時の緊急物資集積地等としての港湾機能を確保するため、離島の港湾施設を含め、耐震化及び老朽化対策等を促進すること。
- (2) 日本海側港湾に観光立国による効果をもたらすよう、クルーズ船誘致に資する取組を推進すること。
- (3) 海岸漂着物等地域対策推進事業について、安定的かつ継続的に海岸漂着物対策を推進するため、必要な財源を確保すること。

### 5 下水道事業への支援について

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した公共下水道事業について、計画的な整備を促進するため、末端管渠整備を交付金対象とするなど、財政措置を拡充し、所要額を確保すること。  
また、下水道老朽管の緊急老朽化対策事業に代わる支援制度を創設すること。
- (2) 特例措置後の流域下水道事業について、地域の実情に応じた財政措置を創設すること。
- (3) 下水道事業の高資本費対策に係る公営企業操出基準及び地方財政措置要件の見直しを早期かつ確実に行うこと。

## 6 水道施設整備事業等への支援について

- (1) 上水道事業に統合する簡易水道事業も過疎対策事業債の対象事業とするとともに、経営統合にとどまる簡易水道事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 安全で安定した水道事業が継続できるよう、簡易水道事業統合が背景とする財政基盤が脆弱な事業体の実情に応じた財政支援の拡充等を図るとともに、簡易水道事業統合における水道施設整備事業について、簡易水道事業の採択要件及び一般会計からの繰出基準を統合後も継続して適用すること。

## 7 豪雪地域の振興等について

- (1) 市町村道の除排雪について、社会資本整備総合交付金の交付基準を緩和するなど、制度の充実を図るとともに、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を超えることがあるため、社会資本整備総合交付金の弾力的な運用を図ること。
- (2) 豪雪地における企業誘致等を推進するため、豪雪地で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援制度を創設すること。
- (3) 豪雪地帯における屋根融雪及び家屋周辺の消雪に係る光熱費について税制改正による優遇措置を講じること。

## 8 まちづくり等の推進について

- (1) 駅周辺市街地の総合的な整備を一体的に行う連続立体交差事業について、所要額を確保するとともに、大規模な都市基盤整備事業を計画的かつ円滑に実施することができるよう、必要な事業費を確保できる予算制度の創設を検討すること。
- (2) 地方の市街地再開発事業が計画的に進捗するよう、社会資本整備総合交付金について、十分な予算を確保すること。

## 9 空き家対策に対する財政支援について

- (1) 危険な空き家等の緊急安全措置に係る費用について、解体除却への助成とは別枠のメニューを創設すること。  
また、空き家再生等推進事業の支援措置を拡充するとともに、跡地利用に関して条件等を付けない制度を創設すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の強制撤去等において、回収不能となった費用に対し、財政支援措置を講じること。